中小企業庁

令８．１１．１０
証　９　－　２

中小企業税制について

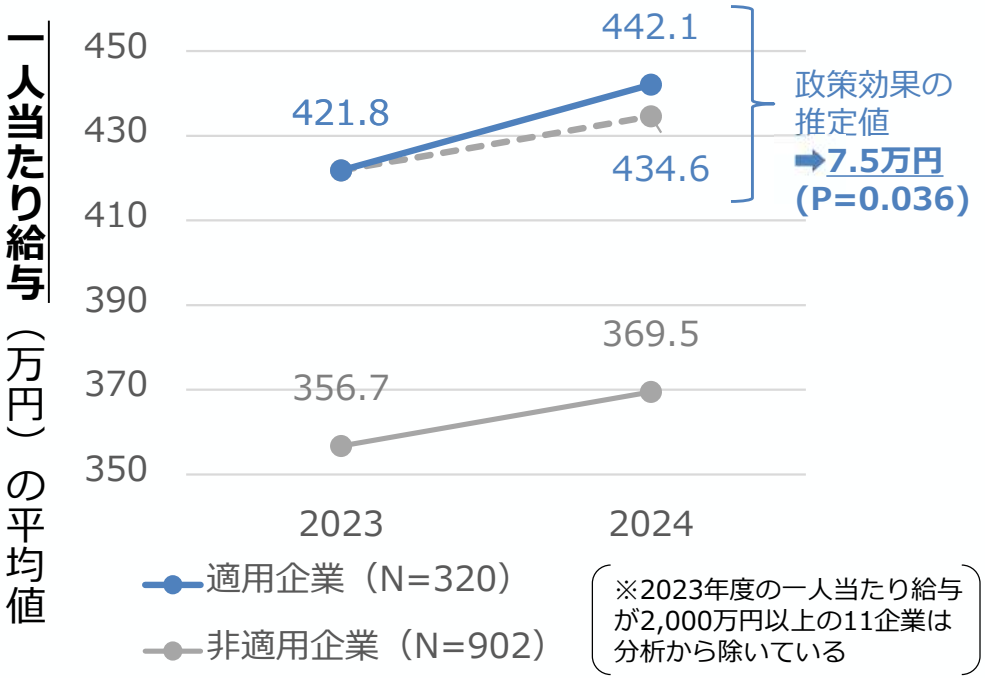
令和８年11月10日

中小企業庁

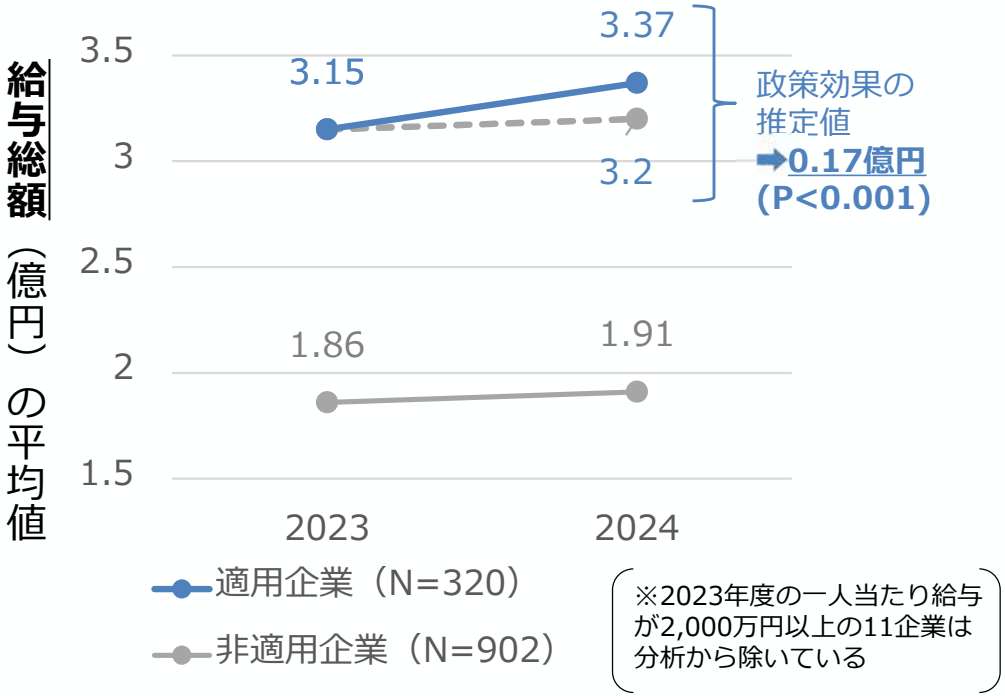
中小企業向け賃上げ促進税制

①単純平均による差の差分析

- 2024年度に賃上げ促進税制を適用した中小企業と適用していない中小企業を計量経済学的な統計分析手法（差の差（DID）分析）により比較すると、適用企業の方が、**全雇用者一人当たりの給与は約7.5万円、全雇用者給与総額は約0.17億円上昇**しており、**税制活用によって賃上げが促進された可能性**がある。

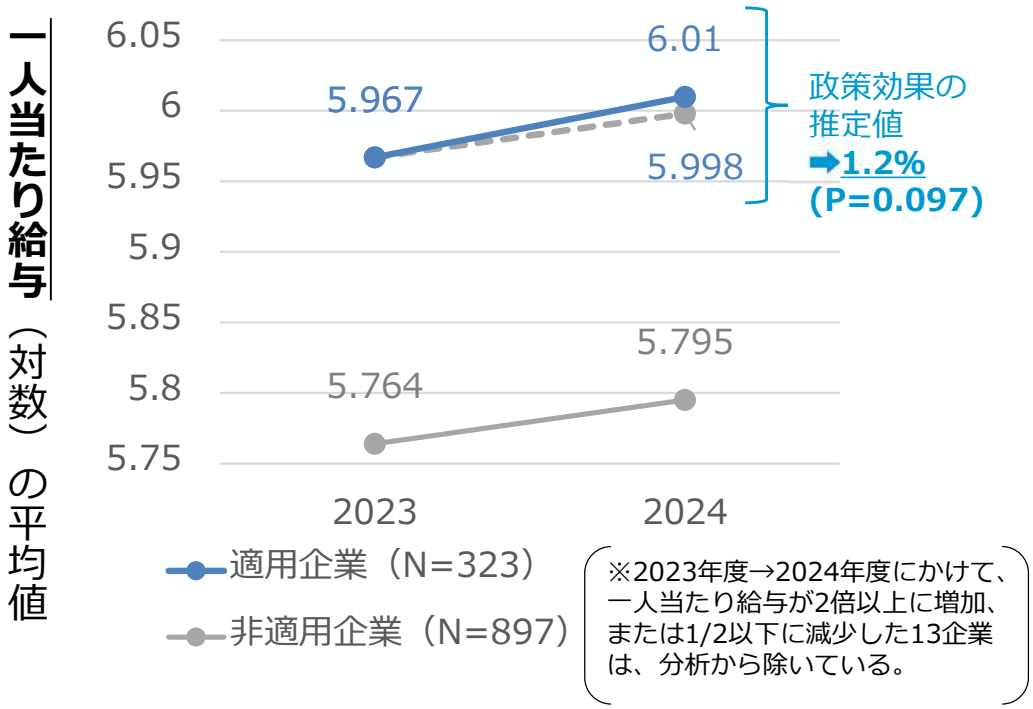


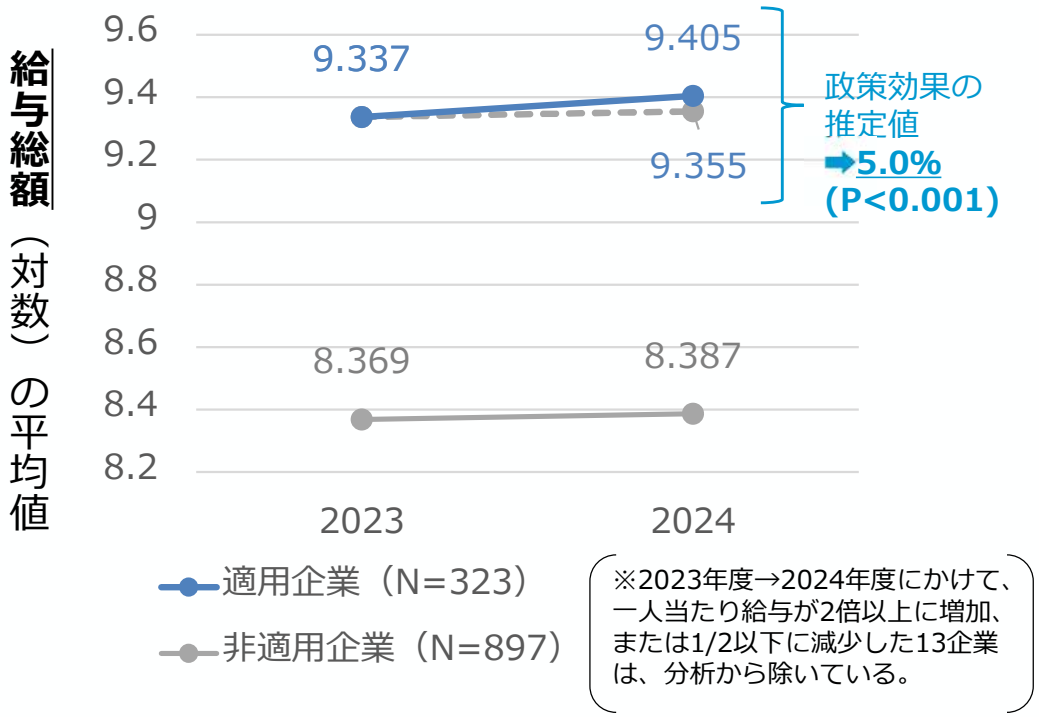
- **適用企業の方が、一人当たり給与が平均7.5万円上昇**している。
- 5%水準で有意（p=0.036）である。



- **適用企業の方が、給与総額が平均0.17億円上昇**している。
- 0.1%水準で有意（P<0.001）である。

- 2024年度に賃上げ促進税制を適用した中小企業と適用していない中小企業を計量経済学的な統計分析手法（差の差（DID）分析）により比較すると、適用企業の方が、**全雇用者一人当たりの給与は約1.2%、全雇用者給与総額は約5.0%上昇**しており、**税制活用によって賃上げが促進された可能性**がある。





- **適用企業の方が、一人当たり給与が平均1.2%上昇**している。
- ただし、5%水準では有意ではなく（p=0.097）、明確な傾向の差とまでは言えない。

- **適用企業の方が、給与総額が平均5.0%上昇**している。
- 0.1%水準で有意（P<0.001）である。

②傾向スコアでコントロールした差の差分析

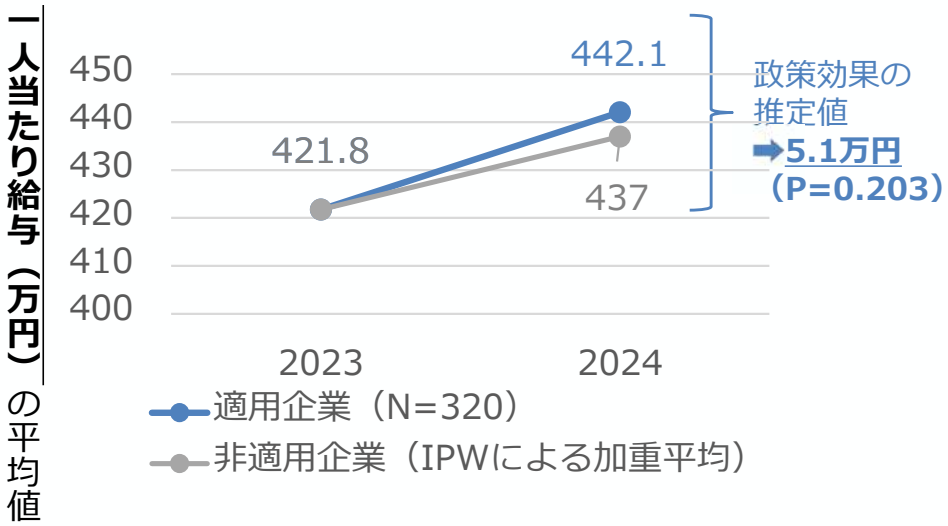
- ①で得られた結果には、税制による効果だけではなく、業種や財政状況など、適用企業と非適用企業の**属性の違いによる影響が含まれている可能性**がある。そのため、**傾向スコアを利用した分析**を実施。

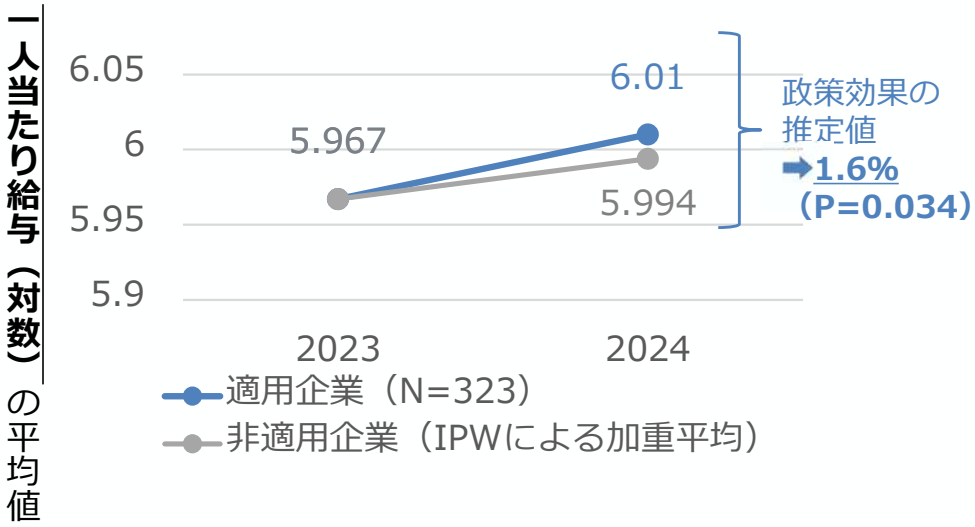
 ※傾向スコアとは、各企業が税制を利用する確率を推定した値。企業ごとに傾向スコアを算出し、その分布を適用企業群と非適用企業群で揃えるように補正をかけることによって両群の企業属性を近づける。
 ※傾向スコアの推定にあたって使用した変数は、**業種**、**資本金（対数）**、**2023年度の一人当たり売上高**、**2023年度の給与水準（※）**。
 （※）左図は「2023年度の一人当たり給与（実額）」、右図は「2023年度の一人当たり給与（対数）」を変数として使用した。

- 傾向スコアでコントロールすることによって、税制適用企業群と非適用企業群の**企業属性（業種・資本金・売上高・給与水準）が近づいた**が、それでも尚、**適用企業の方が非適用企業よりも賃上げしている傾向が確認**され、**税制活用によって賃上げが促進された可能性**が示された。

※ 差の差分析の推定に当たっては、Sant'Anna and Zhao (2020) "Doubly robust difference-in-differences estimators" で提唱された手法を使用している。この手法では、上記の傾向スコアによるコントロールに加えて、共変量を用いたアウトカム回帰によるコントロールも追加し、推定の頑健性を高めている。

傾向スコアでコントロールした結果





- **適用企業の方が一人当たり給与を約5.1万円伸ばしている**。
- 一方で、統計的に、**有意な差とまでは言えない（p=0.203）**。

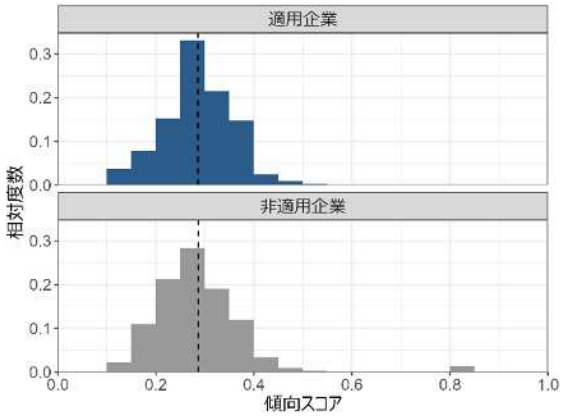
- **適用企業の方が一人当たり給与を約1.6%伸ばしている**。
- **5%水準で有意（p=0.034）**である。

【調整後の傾向スコアの分布・調整前後の共変量のバランス】

○一人当たり給与総額（万円）を共変量に入れた分析

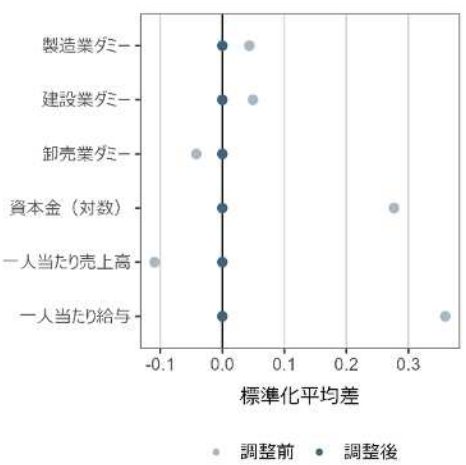
・適用企業と非適用企業の傾向スコアの分布の幅はほぼ同じであるが、非適用企業群に外れ値（傾向スコア0.8）が（※）存在する。
・傾向スコアの推定に使用した４つの変数については、調整後に適用企業と非適用企業の差がほぼなくなっている。

調整後の傾向スコアの分布



※縦軸は、適用・非適用の各群ごとの重み付きの相対度数を表す
※黒点線は各群ごとの傾向スコアの加重平均を表す

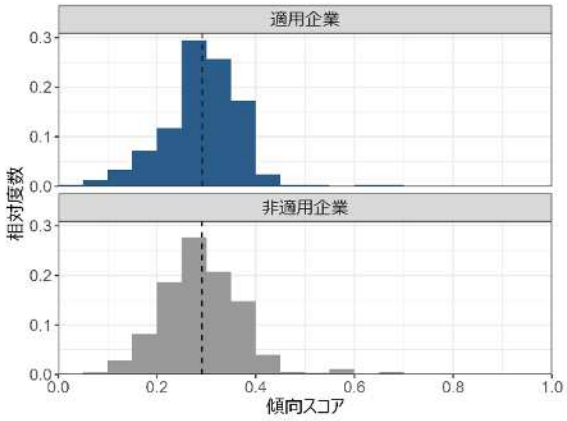
調整前後の共変量のバランス



○一人当たり給与総額（対数）を共変量に入れた分析

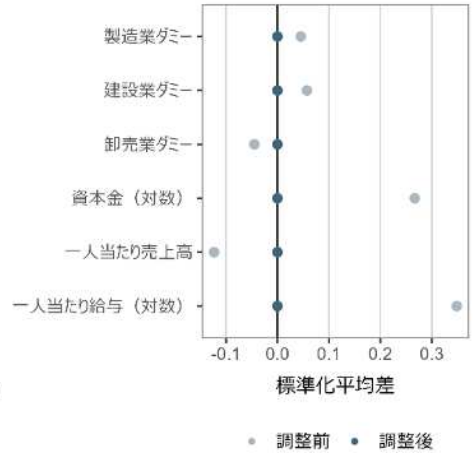
・適用企業と非適用企業の傾向スコアの分布の幅はほぼ同じ。
・傾向スコアの推定に使用した４つの変数については、調整後に適用企業と非適用企業の差がほぼなくなっている。

調整後の傾向スコアの分布



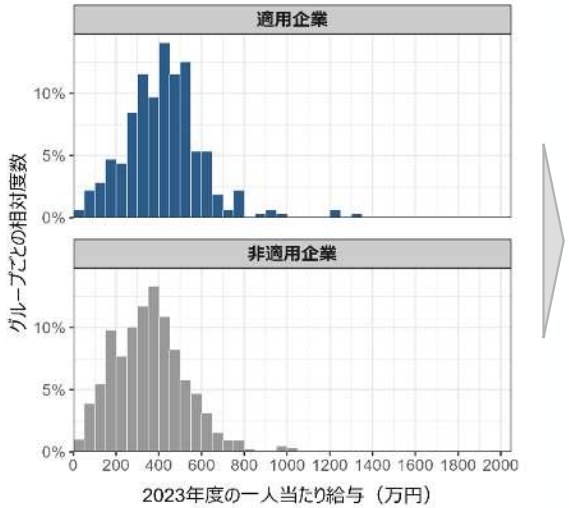
※縦軸は、適用・非適用の各群ごとの重み付きの相対度数を表す
※黒点線は各群ごとの傾向スコアの加重平均を表す

調整前後の共変量のバランス

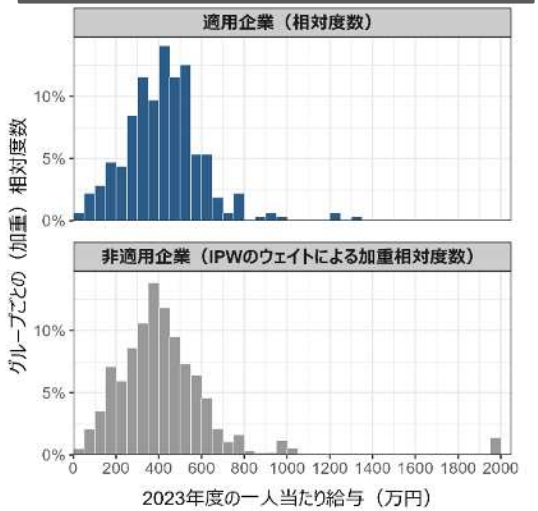


（※）外れ値について

一人当たり給与の分布



IPWによる調整後の分布



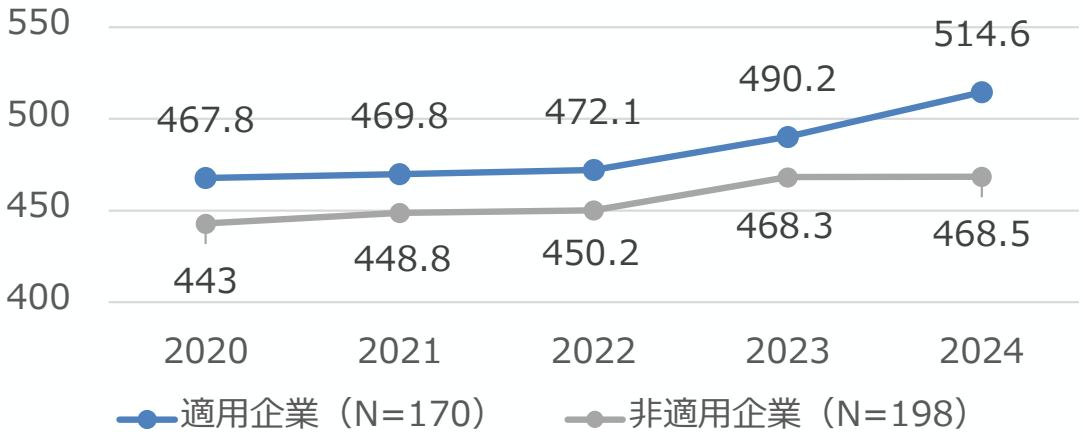
・調整前後の一人当たり給与の分布を確認すると、**非適用企業群に存在する１企業（給与1,900万円）**のウェイトが大きくなっていることが確認され、**これが傾向スコア0.8**の値をとっている。
・この１企業を除いて改めて前頁の分析を行うと、**適用企業の方が8.0万円一人当たり給与を伸ばしている**結果が確認され、５%水準で有意ではないが、**p値は0.058**と小さくなった。

③平行トレンド仮定の妥当性確認

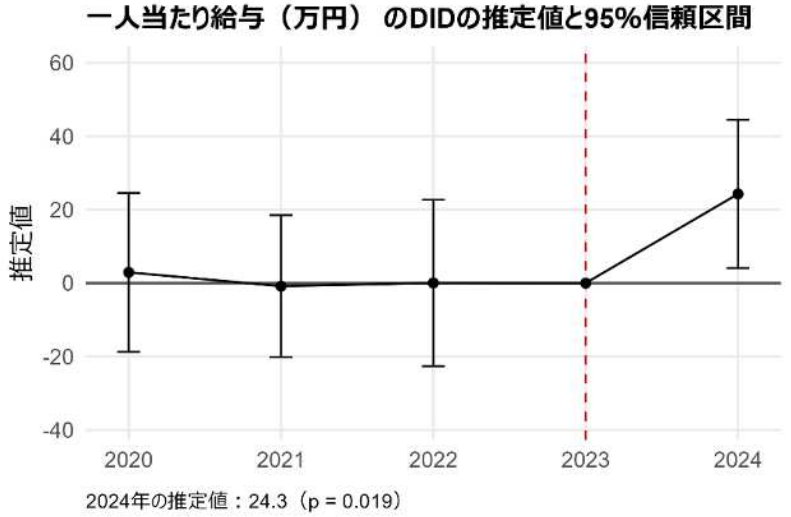
- **2024年度に賃上げ促進税制を適用した中小企業と適用していない中小企業**について、過去の給与総額・従業員数を把握できる企業を対象として、**2020～2023年度の傾向を確認**したところ、**2024年度以前はほぼ平行に推移**していることが確認された。

※従業員数50人以上かつ資本金又は出資金3,000万円以上の企業のアンケート結果と「企業活動基本調査」のデータを用いた分析であるため、①②の分析とは使用しているデータが異なる。

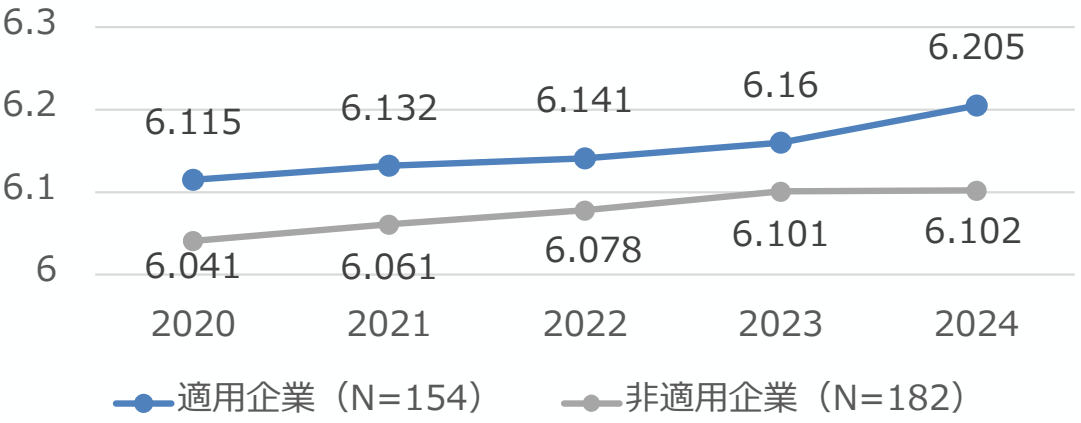
一人当たり給与（万円）の平均値の推移



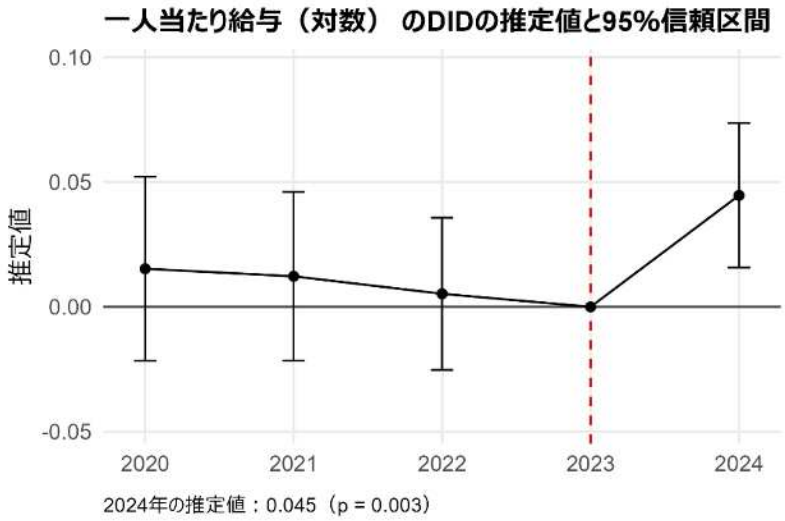
※一人当たり給与が2,000万円以上の年がある２企業は分析から除外した。



一人当たり給与（対数）の平均値の推移



※一人当たり給与の成長率が2倍以上、または1/2以下の年がある34企業は分析から除外した。



（参考）令和8年度実施アンケート調査について

【アンケート調査①】

■ 配布先・回収率

- 株式会社東京商工リサーチの所有するTSR企業情報ファイルから、最低賃金金額改定の地域ランク毎に各地域の事業者分布を経済センサスから算出し、更に中小企業基本法に基づく業種や資本金基準等も考慮する形で割付を行って**全体で２万社を抽出**して配布。**有効回答数は2,244社**。

■ 分析対象

- 2024年度に法人税を納税し、従業員数と給与総額の項目の回答がある企業（1,233社）について、**税制適用を受けたと回答した企業324社、適用を受けなかったと回答した企業909社を分析の対象**として、**①単純平均による差の差分析、②傾向スコアでコントロールした差の差分析**を実施した。

【アンケート調査②】

■ 配布先・回収率

- 2023年度以前の情報についてはデータの確認・収集に一定の負担を伴うことが想定されるため、回答率の確保の観点から、アンケート調査項目に含めていない。一方、アンケート調査②では、「企業活動基本調査」の対象となる**従業員数50人以上かつ資本金又は出資金3,000万円以上の企業を対象**として簡易なアンケートを行い、**アンケート結果と企業活動基本調査のデータを紐づける**ことで、複数年のデータを得た。
- 株式会社東京商工リサーチの所有するTSR企業情報ファイルから、最低賃金金額改定の地域ランク毎に各地域の事業者分布を経済センサスから算出し、更に中小企業基本法に基づく業種や資本金基準等も考慮する形で割付を行って全体で**１万社を抽出**して配布。**有効回答数は1,574社**。

■ 分析対象

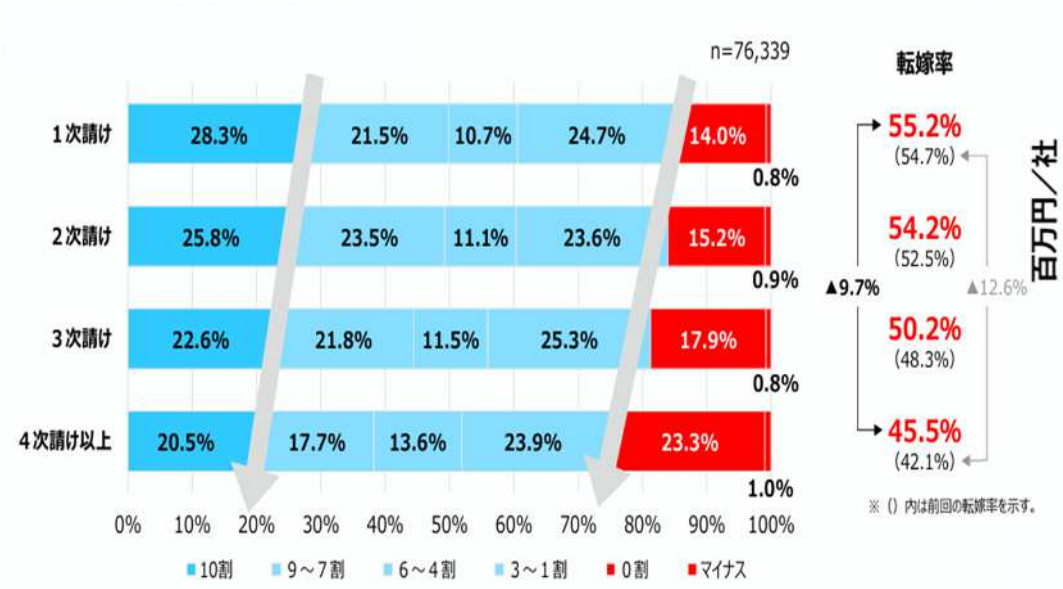
- 2021年から2025年までの５回の企業活動基本調査全てにおいて、決算期が３月と回答しており、かつ従業員数、給与総額の項目に回答しており、2024年度に法人税を納税したと回答した企業（370社）について、**税制適用を受けたと回答した企業171社、適用を受けなかったと回答した企業199社を分析の対象**として、**③平行トレンド仮定の妥当性確認**を実施した。

中小企業軽減税率の特例

中小企業の経営環境（中小企業の業況）

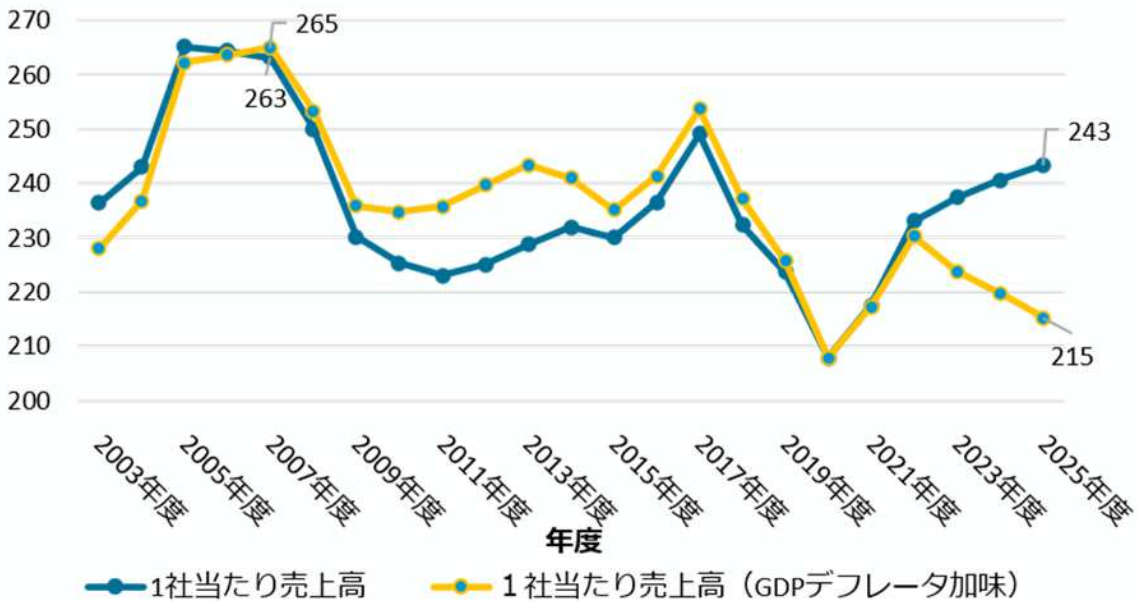
- **令和７年度税制改正大綱において**、「中小企業の800万円までの所得に適用される軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として講じられた時限措置である。**今般、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、適用期限を２年延長する**が、きわめて所得が高い中小企業等については一定の見直しを行うとともに、特例税率が設けられた経緯等を踏まえ、**次の適用期限の到来時に改めて検討する**。」とされている。
- 大綱で示された「次の適用期限の到来時」の検討に当たっては、足下の状況も踏まえる必要がある。例えば、**コスト上昇に対して価格転嫁が追い付かない中で、中小企業の１社当たりの売上高の推移を見ると、名目値は増加傾向にあるが、実質値化（GDPデフレーターを加味）すると減少傾向**となっている。物価高に見合った売上高の増加には至っておらず、中小企業の業況は引き続き厳しい状況にあることがうかがえる。

受注側企業の取引段階と価格転嫁率



出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2026年3月）フォローアップ調査結果」（令和8年6月26日）

中小企業１社当たり売上高の推移（名目・実質）



（出典）財務省「法人企業統計調査（時系列データ）」、内閣府「国民経済計算（GDP統計）」（年度デフレーター）より中小企業庁作成

本税制措置の効果について（補足）

- 本税制措置は、様々な業種の中小企業者約100万者に幅広く活用されており、本税制措置の適用によって増加したキャッシュフローは、**人件費などの雇用関係**や、**設備投資への支出に活用**されている。
- 本税制措置が仮に廃止された場合には、中小企業１社あたり最大32万円の税引き後純利益の減少につながる。 これは、平均的な利益水準の中小企業においては、単純計算では800万円～1000万円超の売上（※１）を追加で確保することが必要な水準である。また、本税制措置による最大32万円の軽減額は、中小企業の従業員3.4人分の賃上げの原資に相当する（※２）。

※１　（試算の考え方）
32万円÷0.0296＝1,081万円
法人税企業計_税引後当期純利益（税引後当期純損失）÷法人税企業計_売上高
19682734.012÷664935574.89＝約2.96%

（出典・参照統計）
中小企業実態基本調査（2026年6月公開）
統計表　３．売上高及び営業費用
（１）産業別・従業者規模別表

※２　56円/時間（令和8年度の地域別最低賃金の引上げ額（全国加重平均）〔答申ベース〕）×1,680時間（平均的な労働時間を7時間/日×20日/月×12か月と仮定）×3.4人分＝約32万円/年であり、32万円は従業員約3.4人分の賃金を年間通じて時給56円分上げることに相当する。中小企業の平均的な従業員数は9.8人（「令和3年経済センサス-活動調査」より試算）。

（参考）中小企業軽減税率の現行制度の概要

現行制度　【適用期限：令和8年度末まで】

○中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている（本則）。
○時限的な措置（租税特別措置）として、当該税率を単年所得10億円以下の中小法人においては、更に15%に軽減。

対象	本則税率		租特税率
大法人 （資本金１億円超の法人）	所得区分なし	２３．２％	－
中小法人 （資本金１億円以下の法人）	年８００万円超の所得金額	２３．２％	－
	年８００万円以下の所得金額 ※**所得10億円以下の中小法人**の場合	１９％	１５％
	年８００万円以下の所得金額 ※**所得10億円超の中小法人**の場合	１９％	１７％

※過去３年平均で所得15億円超の中小企業は本措置の対象外。
※適用対象法人の範囲から、通算法人を除外する。